

## はじめに

袖ヶ浦市は、臨海部の工業地帯や市街地から内陸部の集落、農地、山林まで変化に富んだ特長的な景観を有しています。

臨海部では、煙突や工場施設と緩衝緑地など工場地帯特有の景観や、漁村の面影を残す既存市街地と土地区画整理事業等により整備された新市街地など優良な都市景観が形成されています。



一方、内陸部では、台地での畑作地帯や、浮戸川や小櫃川を中心に広がる稲作地帯、市内各地の斜面林や森林、谷津田などの豊かな自然が、四季折々に変化する美しい景観を形成しております。

また、市内各地で富士山が望め、特に袖ヶ浦海浜公園や南袖沿岸からは、東京湾越しに観る対岸の景色とともに雄大な富士山を楽しむことができます。

袖ヶ浦市においても都市化や生活様式の変化によって市民の価値観は多様化していますが、景観は、私たちの日常の営みよりも、永くゆっくりとした時間軸で形成されています。

当たり前のように受け取っている袖ヶ浦市の魅力あふれる景観は、先代達が時間をかけ、守り、育み、形成し、受け継いできたものです。

景観は観る人により感じ方に違いはありますが、多くの人が、「良い景観だ、子供達にも残していきたい」と感じる景観が沢山あります。そのような景観を守るため、みんなで景観まちづくりに取り組むことが大切です。

こうした中、袖ヶ浦市は、平成22年3月に市の景観に関する基本的な考え方を示した「袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画」を策定し、平成23年4月に景観行政団体となりました。

そこで、市民・事業者・行政が一体となって景観まちづくりを推進していくため、袖ヶ浦市の特徴ある景観をもう一度見つめ直し、「光と風を未来につなぐまち袖ヶ浦」を基本理念とした「袖ヶ浦市景観計画」をこのたび策定しました。

景観は、目に見えて誰にでも分かりやすく、まちのイメージに結びつきやすいものです。この計画のもと、自然や歴史・文化などの景観資源を活かし、市民・事業者・行政の協働により、市民が愛着と誇りを感じる、魅力あふれる袖ヶ浦市の景観まちづくりを推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、景観計画の策定に関しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました袖ヶ浦市景観計画策定委員会をはじめ、市民アンケート調査等にご協力いただきました皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成25年12月

袖ヶ浦市長 出口 清

---

# 目次

## はじめに

- 1. 景観計画策定について P. 1
  - 2. 景観計画の区域 P. 5
  - 3. 良好な景観の形成に関する方針 P. 7
    - 3-1 市全体の良好な景観の形成に関する方針
    - 3-2 エアごとの良好な景観の形成に関する方針
  - 4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 P. 35
    - 4-1 届出対象の行為
    - 4-2 景観形成の基準
  - 5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 P. 45
  - 6. 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 P. 49
  - 7. 重要公共施設に関する事項等の基準 P. 55
  - 8. 景観まちづくりの推進 P. 57
    - 8-1 景観まちづくり推進地区
    - 8-2 推進体制
    - 8-3 景観まちづくりの支援
  - 9. 届出等の手続きに関する事項 P. 67
  - 10. 参考資料 P. 71
-